

介護を必要とする人を 社会全体で支えます



介護保険のサービスには、大きく分けて在宅サービス給付、施設サービス給付があり、平成18年度保険給付費総額は2億9,648万円となっています。

在宅サービスでは、訪問介護と通所介護の利用が多く、2つのサービスで全体の29%、約8,500万円となっています。施設サービス（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）は、全体の35.4%を占め、約1億501万円となっています。

介護保険では、要介護1～5、要支援1・2に認定された方は次のようなサービスが利用できます。

在宅サービス

サービス名	サービスの内容	平成18年度で かかった費用
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、身体介護や生活援助を行います。	2,199万円
訪問入浴介護	移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行います。	576万円
訪問看護	看護師などが家庭を訪問し、床ずれの手当や点滴の管理などをします。	402万円
訪問リハビリテーション	リハビリ（機能回復訓練）の専門家が家庭を訪問し、リハビリを行います。	47万円
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが家庭を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。	53万円
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターで、食事、入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられます。	6,300万円
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りのリハビリなどが受けられます。	1,222万円
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。	1,883万円
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設に短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。	291万円
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。	308万円
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。	1,769万円
福祉用具の貸与	車イスやベッドなどの福祉用具を貸し出します。	1,178万円
特定福祉用具購入費の支給	排泄や入浴に使用される用具の購入費（支給限度・年10万円）の限度額内の9割を支給します。指定業者からの購入に限ります。	57万円
住宅改修支給	家庭での手すりの取付や段差の解消などの小規模な改修の費用（支給限度額・20万円）の限度額内の9割を支給します。事前に申請が必要です。	199万円

施設サービス

「要介護1」以上の方が利用できます。（要支援1・2の方は利用できません）

サービス名	サービスの内容	平成18年度で かかった費用
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活の介護や健康管理を受けられます。	6,482万円
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。	3,843万円
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設（病院）で、医療や看護などを受けられます。	176万円

詳しくは保健福祉課介護保険係（721603）、地域包括支援センター（721607）まで。